

国CATぼちぼちガイドBOOK

—無理せんでええ支援のために—

第1版



テーマ「魚」 Mくん

貝塚市障害者自立支援協議会
医療的ケア児支援調整アセスメントチーム

はじめに

貝塚市では、医療的ケアが必要なお子さんと、そのご家族が地域で安心して生活するとともに、お子さんの健やかな成長を支えるため、医療・福祉・保健・教育などの関係機関が連携しながら、ご家族と一緒に必要な支援を考える取り組みとして令和6年8月に「貝塚市医療的ケア児等支援調整アセスメントチーム」（通称、医CAT）が立ち上がりました。

そのなかで、医療的ケアを必要とするお子さんに関わる制度や支援は多岐にわたり、それらが集約されていないために、個々で必要な情報の収集に苦労されていることがわかりました。

そのような負担を少しでも減らし、安心して生活するための情報提供の第1版としてこのぼちぼちガイドBOOKをつくりました。

このガイドブックは、地域で受けられるさまざまな支援や関係機関の情報を集約し、できる限りわかりやすく紹介しています。

「どんなサポートがあるのかな」と思ったとき、この冊子を開いていただけたら嬉しいです。

貝塚市医療的ケア児等支援調整アセスメントチーム



1. 相談窓口

使える制度や医療的ケアのこと、園や学校のこと・・・。
「**どうしたらいいのかな？**」と迷ったときは、まずはご相談ください。

困ってからではなく「**知っておきたい**」だけでも大丈夫です。

まずは
ご相談ください



子ども相談課
貝塚市畠中1丁目18-8
保健・福祉合同庁舎1階

電話：072-433-7000・7071



貝塚市障害者基幹相談支援センター
貝塚市畠中1丁目18-8
保健・福祉合同庁舎3階

電話：072-488-7770

医療的ケア児等コーディネーターを
配置しています。

(通称：医CAT (イーキャット))

```
graph TD
    A[ご家族] --> B[子ども相談課]
    C[医療・保健・教育・福祉の関係機関] --> B
    B -- 概要説明 --> D[障害者基幹相談支援センター  
(医療的ケア児等コーディネーター)]
    D -- 聞き取り --> E[ご家族]
    E -- 同意 --> B
    B -- 調整 --> F[CAT事務局で、支援の方向性を検討]
    F -- 聞き取り --> G[学校  
保育園  
ご家族  
など]
    F -- 聞き取り --> H[事務局]
    F -- 聞き取り --> I[コーディネーター]
    G -- 集結 --> J[ご家族と関係機関が、一緒に考えます]
    H -- 集結 --> J
    I -- 集結 --> J
    J -- 連携 --> K[多機関で連携して、サポートします]
    L[支援内容、役割分担、  
諸手続きの段取りなどを  
協議します] --> J
    M[その方向で、  
やっていきます] --> K
```

ご家族

医療・保健・教育・福祉の関係機関

受付窓口

子ども相談課

概要説明

相談

障害者基幹相談支援センター
(医療的ケア児等コーディネーター)

聞き取り

ご家族

同意

調整

CAT事務局で、支援の方向性を検討

聞き取り

学校
保育園
ご家族
など

事務局

コーディネーター

集結

ご家族と関係機関が、一緒に考えます

支援内容、役割分担、
諸手続きの段取りなどを
協議します

個別支援会議

連携

多機関で連携して、サポートします

その方向で、
やっていきます

お子様のライフステージに合わせて、フォローを継続していきます。
支援体制の整備や、資源の改善、開発の検証も行います。

072-468-8211



2. 医療的ケアってなに？



医療的ケアとは、
自宅や学校など医療機関以外の場所で、
家族などが日常的に行う医療的な行為の
ことです。

医療的ケア	説明
気管切開	喉（のど）の皮膚と気管に穴を開け、そこに気管カニューレという器具を入れて空気の通り道（気道）を確保して呼吸をやすくすること。 
吸引	鼻や口、気管切開の穴から吸引カテーテルを入れて鼻水や唾液・痰を吸い取ること。 
酸素療法	体の中の酸素が足りない時に、酸素濃縮器や酸素ボンベを用いてカテーテルやマスクを通して口や鼻、気管切開部から酸素を補うこと。
人工呼吸器	自分の呼吸だけでは不十分な場合に、人工呼吸器という機械を用いて呼吸を助けること。 
経鼻栄養	鼻からカテーテルを通して胃や十二指腸に直接栄養を送ること。 
胃ろう	おなかの表面から胃まであけられた小さな穴のことをいい、胃に直接食べ物や栄養剤、水分を送ります。 ＊胃ろうがあっても口から食事ができる人もいます。
導尿	膀胱にカテーテルを入れて、たまった尿を体外に排出すること。



3. 利活用チェックリスト						
	気になる	利用中	制度	更新など	備考	詳細
	☐	☐	相談窓口			2・3ページ
	☐	☐	医療的ケアってなに？			4ページ
訪問で受けることが出来る医療サービス	☐	☐	訪問診療			6ページ
	☐	☐	訪問看護師	指示書の期日		
	☐	☐	訪問リハビリ	指示書の期日		
	☐	☐	居宅療養管理指導			
	☐	☐	訪問歯科			7ページ
医療費助成	☐	☐	子ども医療費助成	－		8ページ
	☐	☐	ひとり親家庭医療費助成	年1回		
	☐	☐	小児慢性特定疾病医療費助成	原則1年		9ページ
福祉用具	☐	☐	補装具費の支給			10ページ
	☐	☐	日常生活用具の給付			
手当	☐	☐	児童手当	原則不要		11ページ
	☐	☐	児童扶養手当	年1回	現況届の提出	
	☐	☐	障害児福祉手当			12ページ
	☐	☐	特別児童扶養手当	年1回		
障害者手帳	☐	☐	身体障害者手帳	原則不要		13ページ
	☐	☐	精神障害者保健福祉手帳	2年に1回		
	☐	☐	療育手帳	次の更新年月		14ページ
障害児通所支援	☐	☐	児童発達支援	年1回	未就学児等	15ページ
	☐	☐	放課後等テイスービス		就学時	
	☐	☐	保育所等訪問支援			
就園・就学	☐	☐	認定こども園・保育園（所）			16ページ
	☐	☐	幼稚園			
	☐	☐	主たる小学校			
	☐	☐	特別支援学校			
障害福祉サービス	☐	☐	居宅介護（ホームヘルプ）	年1回		17ページ
	☐	☐	移動支援（ガイドヘルパー）			
	☐	☐	短期入所（ショートステイ）			
障害福祉サービス（成人後）	☐	☐	重度訪問介護	年1回		17ページ
	☐	☐	生活介護			
	☐	☐	共同生活援助（グループホーム）			
	☐	☐	就労継続支援A型/B型			
	☐	☐	自立訓練			
成人期に必要な手続き	☐	☐	小児慢性特定疾病→指定難病		20歳	18ページ
	☐	☐	重度障害者医療助成			
	☐	☐	障害年金制度	永久固定以外	20歳	19ページ
災害対策	☐	☐	避難行動要支援者支援制度			21ページ
	☐	☐	個別避難計画	状況・状態変化時		
	☐	☐	災害対策チェックポイント			22ページ
情報提供	☐	☐	ベッドサイドレイアウトなど			23ページ～

訪問で受けることが出来る医療サービス

自宅で受けることが出来る医療サービスの専門職と主治医が連携し、日々の体調管理から急な変化への対応まで情報共有しながら生活を支えます。

訪問診療

対象・内容	相談先
継続的な診療が必要で通院が困難な方の自宅に、医師が定期的（例：月2回など）に訪問し、診療・治療・薬の処方・療養上の相談や指導を行います。 年齢を問わず利用可能です。	主治医
手続きに必要なもの	備考
☐ 医療機関からの紹介状	

訪問看護



対象・内容	相談先
訪問看護ステーションの看護師が自宅に訪問して看護を行います。医師から指示を受け、健康状態の観察、たんの吸引や経管栄養などの必要な医療行為や服薬管理、緊急時対応、入浴などを行います。 年齢を問わず利用可能です。	主治医もしくは訪問診療医
手続きに必要なもの	備考
☐ 医師の訪問看護指示書	

訪問リハビリ

対象・内容	相談先
訪問看護ステーションのリハビリの専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が自宅に訪問してリハビリを行います。 年齢を問わず利用可能です。	主治医もしくは訪問診療医
手続きに必要なもの	備考
☐ 医師の訪問看護指示書	

居宅療養管理



対象・内容	相談先
薬局の薬剤師が処方箋に基づき調剤し、薬を自宅にお届けします。薬の説明はもちろん、使用状況・効果・副作用や体調、生活状況などを確認します。	

対象・内容	相談先
歯科医師や歯科衛生士が歯の検診・治療・口腔ケアなどを行います。	かかりつけ歯科もしくは 貝塚地区在宅歯科ステーション (いまい歯科クリニック内 090-4273-8020)

訪問で受けることが出来る
医療サービス
必要書類（共通）



☐ マイナ保険証

☐ 子ども医療費助成受給者証（対象のかた）

☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証（お持ちのかた）

☐ その他の医療費助成受給者証（該当するかた）

☐ 薬剤情報提供書もしくはお薬手帳

※利用するサービスによっては、このほかに必要な書類があります。詳しくは、利用する事業所や医療機関へご確認ください。

MEMO



医療費助成

手続きに必要なものや相談窓口等を記載しています。
申請の際にご活用ください。



子ども医療費助成制度

対象	窓口
健康保険に加入し、貝塚市に住所のある0～18歳到達後、最初の3月31日までの児童。	子ども福祉課 072-433-7021
必要なもの	備考
☐ 被保険者資格が確認できるもの (対象のお子さまの名前が記載されているもの)	・ 所得制限なし
☐ 申請者（保護者）、配偶者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード等） ＊お子さまが未就学児の場合のみ必要です。	・ 保健適用の医療費が対象。
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）	・ ひとつの医療機関について、月2日目まで1日500円を限度に一部自己負担金が必要となります。（午前と午後1回ずつ受診しても500円）。 お子さま1人あたり1か月2,500円が限度額となりますので2,500円を超えて支払ったときは還付申請してください。

ひとり親家庭医療費助成



対象	窓口
18歳到達後、最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭（父子家庭、母子家庭等）の父、母または養育者とその児童。	子ども福祉課 072-433-7021
必要なもの	備考
☐ 申請者と対象児童の被保険者資格が確認できるもの	・ 所得制限あり
☐ 申請者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード等）	・ 保険適用の医療費（児童のみ入院時の食事療養費を含む）が対象。
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許所、旅券等）	・ ひとつの医療機関について、月2日目まで1日500円を限度に一部自己負担金が必要となります（午前と午後1回ずつ受診しても500円）。 対象者1人あたり1か月2500円が限度額となりますので、2500円を超えて支払ったときは還付申請してください。

MEMO

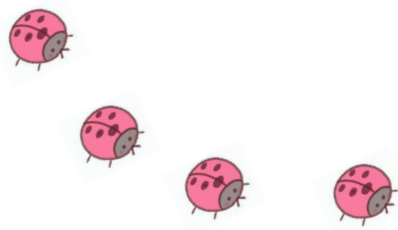
小児慢性特定疾病医療費助成

対象	窓口
・大阪府（政令市・中核市を除く。）に居住する18歳未満の児童で、「厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する方。 ・18歳到達時点で上記の状態にあり、かつ、本事業の認定を受けている方のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる20歳未満の方	岸和田保健所 072-422-6071
必要なもの	備考
☐医療費支給認定申請書兼同意書 ☐世帯調書 ☐小児慢性特定疾病医療意見書（＊1） ☐医療意見書別紙（＊2） ☐世帯全体の住民票（生年月日の記載がある、発行から6か月以内のもの）（＊3） ☐医療保険の□情報が確認できる資料（「資格情報のお知らせ」又は「確認書」もしくは「マイナポータルの画面の写し」等）（＊3） ☐世帯の住民税額等を証明する書類 ☐申請者（保護者または成年患者）の住所確認書類	＊1:様式は「小児慢性特定疾病難病情報センター」のホームページからダウンロード可能。 ＊2:重症患者認定基準または人工呼吸器等装着者基準を満たす場合のみ医師が記載したものを提出してください。 ＊3:加入する保険の種類によって、提出の対象となる方々が異なります。 ・毎年、継続申請をしていただく必要があります。必ず有効期間の終了前に申請をしてください。 ・18歳到達後も治療が必要と認められる場合は、20歳の誕生日の前日まで継続できます。 ・医療受給者証は申請後2～3ヶ月程度で申請者の住所へ普通郵便にて郵送されます。

(単位:円)

階層区分	年収の目安 (夫婦2人子1人世帯)		自己負担上限額 (患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症(※)	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等		0		
II	市区町村民税 非課税	低所得Ⅰ(～約80.9万円)	1,250		500
III		低所得Ⅱ(約80.9万円～)	2,500		
IV	一般所得Ⅰ (～市区町村民税7.1万円未満、～約430万円)	5,000	2,500		
V	一般所得Ⅱ (～市区町村民税25.1万円未満、～約850万円)	10,000	5,000		
VI	上位所得 (市区町村民税25.1万円～)	15,000	10,000		
入院時の食費			1/2自己負担		

※重症：①高額な医療費が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）、②現行の重症患者基準に適合するもの、のいずれかに該当。



小児慢性特定疾病児童への助成

在宅の小児慢性特定疾病児童などのかたに、日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。
市民税課税状況により、費用の一部負担があります。
購入してからの助成はできませんので、事前にご相談ください。
窓口：岸和田保健所 072-422-6071



(助成一覧が確認できます)

補装具費の支給

対象	窓口
身体障害者（児）、難病患者等（障害の種別、等級により支給等が制限される場合があります）。	障害福祉課 072-433-7012
必要なもの	備考
☐ 身体障害者手帳	・ 補装具の購入等をしてからの申請は出来ません。
☐ 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの。	・ 原則1割の負担があります。
☐ 来庁者の身分証明書	
☐ 補装具の見積書	
☐ （必要に応じて）補装具費支給に関する医学的意見書	

日常生活用具の給付

対象	窓口
身体障害者（児）、難病患者等（障害の種別、等級により給付等が制限される場合があります）で、在宅のかた。	障害福祉課 072-433-7012
必要なもの	備考
☐ 障害者手帳	・ 購入等をしてからの申請は出来ません。
☐ 用具の見積書	・ 給付一覧表を見ることが出来ます。
☐ 用具の品番などがわかるカタログ（コピー可）	
☐ （必要に応じて）主治医意見書（貝塚市指定の書式）	



車いすの貸出

貝塚市内在住で、車いすが必要な方に無料で貸出します。
（貸出期間3か月/年）

窓口→貝塚市社会福祉協議会
072-439-0294

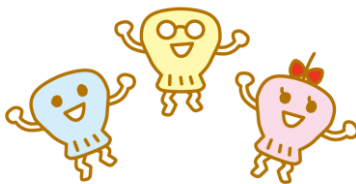
貝塚市社会福祉協議会には、車椅子のまま測ることが出来る体重計があります。いつでもお声掛けください。



児童手当



対象	窓口
児童（0～18歳到達後、最初の3月31日までの児童）を養育している方。	子ども福祉課 072-433-7021
必要なもの	備考
☐ 認定請求書	・ 0～2歳：15,000円
☐ 請求者名義の銀行・支店・口座番号が確認できるもの（通帳など）	・ 3歳～高校生年代：10,000円
☐ 請求者の被保険者資格が確認できるもの	・ 第3子以降：30,000円 * 第3子以降とは、22歳到達後、最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降の児童を指します。
☐ 請求者と配偶者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード等）	
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）	



児童手当は、誕生日・転入日の翌日から15日以内に申請が必要です。



児童扶養手当

対象	窓口
死別、離別などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者）を扶養しており、自立に向けて努力しているかた。	子ども福祉課 072-433-7021
必要なもの	備考
☐ 請求者と対象児童の被保険者証資格が確認できるもの	・ 対象の詳細は窓口で確認してください。
☐ 請求者名義の銀行・支店・口座番号が確認できるもの（通帳など）	・ 扶養児童の人数や所得に応じて支給額が変動します。
☐ 請求者と対象児童の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード等）	・ 所得制限があります。
☐ 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）	・ 審査には、1～2ヶ月かかります。
☐ その他、状況に応じて必要書類あり	

障害児福祉手当



対象	窓口
20歳未満で重度の障害があるかたや、長期にわたる安静を必要とする病状があるかた、又は精神障害・最重度の知的障害があり、日常生活において常時介護を要するかた。	障害福祉課 072-433-7012
必要なもの	備考
☐ 指定の診断書	・ 月額16,560円
☐ 本人名義の通帳	
☐ 本人、配偶者、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの	
☐ 来庁者の本人確認ができるもの	
☐ 年金振込通知書の写（受給されている場合）	

特別児童扶養手当

対象	窓口
20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母または父母にかわって児童を養育するかた。	障害福祉課 072-433-7012
必要なもの	備考
☐ 指定の診断書	・ 1級は月額58,450円 2級は月額38,930円
☐ 本人名義の通帳	・ 手当の対象となるか不明な場合、主治医にご相談ください。
☐ 本人、配偶者、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの	
☐ 来庁者の本人確認ができるもの	
☐ 請求者と対象児童の戸籍謄本（発行1ヶ月以内のもの）	

MEMO



障害者手帳

身体障害者手帳



対象	窓口
視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能、肝臓機能障害のあるかた。 障害の程度により1級から6級までの区分があります。	障害福祉課 072-433-7012
必要なもの	備考
□手帳交付申請書（用紙は障害福祉課にあります。）	手帳が交付されるまで2ヵ月程度かかります。
□身体障害者手帳指定医師が記入した診断書	
□顔写真1枚、縦4センチメートル×横3センチメートル（無帽、上半身、真正面、1年以内に撮影したもの）	
□本人のマイナンバーが確認できるもの	
□来庁者の本人確認ができるもの	

精神障害者保健福祉手帳

対象	窓口
精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。障がいの程度により重いものから順に1級から3級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。 また、医師の診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けることができる場合があります。	障害福祉課 072-433-7012
必要なもの	備考
□手帳交付申請書（用紙は障害福祉課にあります。）	- 申請書にはマイナンバーの記載が必要です。 - 診断書の作成日は精神障害に係る初診日から6か月を経過している必要があります。 - 手帳の有効期限は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。更新の手続きは有効期限の3ヵ月前から行うことができます。
□主治医の診断書（作成日から3か月以内の所定の様式で申請して下さい。）	
□ご本人の写真（縦4センチ×横3センチ、無帽・上半身を写したものの。白黒・カラーどちらでも可。申請前1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と市町村名を必ず記入してください）	

手帳診断費用助成
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請に添付する医師の診断書の作成に要する文書料を助成します。

【必要なもの】

- 手帳診断書作成料の領収書原本
- 本人名義の通帳

【窓口】

障害福祉課 072-433-7012





対象	窓口
子ども家庭センター（18歳未満）・大阪府障がい者自立相談支援センター（18歳以上）の判定を受け、知的障害と判定されたかたに交付されます。	障害福祉課 072-433-7012
必要なもの	備考
☐ 手帳交付申請書（用紙は障害福祉課にあります。）	・手帳が交付されるまで3ヵ月程度かかります。
☐ 顔写真1枚、縦4センチメートル×横3センチメートル（無帽、上半身、真正面、1年以内に撮影したもの）	
☐ 本人のマイナンバーが確認できるもの	



手帳の申請時期については、主治医にご相談ください。



MEMO

障害児通所支援

障害児通所サービスの
申請窓口は子ども相談課です。



障害児通所サービス

障害のある子どもや発達に課題があり、支援が必要な子どもが、身近な地域で必要とする支援や療育が受けられる通所サービスです。

* 支給決定まで約1か月かかることがあります。

サービス	説明
児童発達支援 (主に未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス (就学時)	放課後や長期休暇(夏休みなど)に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問	保育所・幼稚園・学校等の児童が集団生活する施設に専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

利用料(月額)

区分	世帯の収入状況	負担上限金額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	前年度の年間所得890万未満	4,600円
一般2	前年度の年間所得890万以上	37,200円

* 障害児福祉サービスは3～5歳児の子どもは利用者負担が無償となります。

相談・申請(子ども相談課)

利用計画案の作成・提出

支給決定

事業所と契約・サービス利用開始



障害児相談支援

障がい児通所支援事業や障がい福祉サービスを利用する際には「障がい児支援利用計画」の作成が必要です。「障がい児支援利用計画」は、指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。

(「障がい児支援利用計画」は保護者が作成することもできます(セルフプラン))

相談窓口：子ども相談課

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの通所サービスの利用申請。及び受給者証の発行を行います。

就園・就学



家庭中心の生活から、集団生活が始まる大きな節目の時期です。
お子さんが人と関わる経験を重ね、生活の幅を少しずつ広げていく
大切な機会でもあります。
お子さんの成長や医療的ケアの内容、家庭の思いに応じて、一緒に
考えていきましょう。

認定こども園・保育園（所）

相談窓口

保護者が働いていたり、病気などのため、昼間家庭で子どもの保育がで
きない場合、保護者に代わって生後6ヶ月からの乳幼児を保育するた
めの施設です。

貝塚市内には認定こども園：市立4園・私立15園・私立保育所1園あり
ます。

・市立：子育て支援課
072-433-7024
・私立：各園

幼稚園

相談窓口

幼児期の教育を行う施設です。

貝塚市内には市立4園、私立2園があります。

・市立：学校教育課
072-433-7113
・私立：各園

主たる小学校・特別支援学校

相談窓口

就学に際し、配慮を要するお子さんの相談や進路決定など関係機関と連
携しながら情報提供を行う**就学相談**で一緒に考えていきます。

- ・地域の小学校：住み慣れた地域の中で、同年代の子ども
たちと一緒に学ぶ場です。
日常的なかかわりを通して、地域とのつながりや社会性
を育む経験が得られます。
- ・特別支援学校：視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者
、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同
じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校
に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生
活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を
授けることを目的としています。

学校教育課
072-433-7113



MEMO



障害福祉サービス

障害福祉サービスの
申請窓口は障害福祉課です。

サービス	説明
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での食事・入浴などの身体介護、洗濯・掃除・買い物の家事援助などを行います。
移動支援 (ガイドヘルパー)	外出の際に円滑な移動の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合に、短期間、夜間も含めた施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害福祉サービス（成人後）



サービス	説明
重度訪問介護	重度の肢体不自由のかた、または知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある方で常時介護を要する方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
生活介護	常時介護が必要な障害のある方に、主として昼間において入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うと共に、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある方に、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	企業等に就職することが困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供を行います。
自立訓練	自立訓練（機能訓練） 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所または障害のあるかたの居宅において、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーション、生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 自立訓練（生活訓練） 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所または障害のあるかたの居宅において、入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

利用料負担

区分	上限月額	手続きに必要なもの
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯	0円・自己負担なし	☐ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
市民税課税世帯	37,200円	☐ 難病のかたは、対象疾患に罹患していることがわかる書類（医師の診断書又は特定疾患医療受給者証など） ☐ 本人のマイナンバーが確認できるもの ☐ 障害福祉サービス受給者証（すでに支給決定を受けているかたのみ）

*利用者負担は、原則1割です。
 （ただし、所得に応じて負担上限月額の設定や軽減措置があります。
 詳しくは障害福祉課へお問い合わせください）。





小児慢性特定疾病 → 指定難病

手続き	窓口
20歳になると指定難病への切り替え手続きが必要になります。詳しくは岸和田保健所にお問い合わせください。	岸和田保健所 072-422-6071
必要書類	備考
☐ 特定医療費（指定難病）支給認定申請書	- 指定難病に指定されていない疾病もあります。 - 審査結果（受給者証または不認定通知）の送付には概ね3か月かかります。 - 所得（市町村民税の課税状況等）に基づいて月額自己負担上限額が設定されます。 *1：その他、該当する方のみ必要な書類は岸和田保健所にお問い合わせください。
☐ 難病指定医が記載した診断書（臨床調査個人票）	
☐ 世帯全員の住民票（生年月日の記載がある、発行から6か月以内のもの）	
☐ 療保険の資格情報が確認できる資料（「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」もしくは「マイナポータルの画面の写し等）	
☐ 市町村民税課税証明書（原本）	
☐ 受診を希望する医療機関の名称・所在地が確認できる書類（提出は不要）	
☐ 該当がある方のみ必要となるもの（*1）	

- 岸和田保健所では、指定難病患者とご家族が地域で安心して生活できるように、保健師が療養の相談や家庭訪問を行っています。また、病気の学習会や交流会、リハビリの相談等も行っています。



重度障害者医療費助成

対象	窓口
18歳以上で障害のあるかた（その他、要件あり）。	障害福祉課 072-433-7012
必要なもの	備考
☐ 資格確認書等加入医療保険を確認することができる書類	- 一人、ひとつの医療機関・調剤薬局・訪問看護ごとに一日500円以内の一部自己負担が必要となります。 - 同じ月に受診し、支払った一部自己負担額のうち、3,000円を超えてお支払いいただいた分については、自動で返金します。初回のみ手続きが必要です。
☐ 条件を満たすことを証明する書類（障害者手帳など）	
☐ 本人のマイナンバーが確認できるもの	
☐ 来庁者の本人確認ができるもの	
*入院時の保健適応とならないものは除きます。	



手続き	窓口
病気や障害により日常生活や社会生活に制限がある場合に、生活をささえるために支給される年金制度です。20歳誕生日前日から申請できます。	保険年金課 072-433-7274 または 貝塚年金事務所 072-431-1122
必要書類	備考
□年金請求書	*2：初診時の医療機関と診断書作成時の医療機関が異なる場合に必要。
□診断書（所定の様式あり、医師が作成）	
□受診状況等証明書（初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）を証明するための書類）*2	*3：初診から現在に至るまでの病歴、治療経過、日常生活や就労の状況などを詳細に記入します。母子手帳を保管するなどメモを残しておくことが参考になります。
□病歴・就労状況等申立書 *3	
□基礎年金番号を確認できる書類（年金手帳、基礎年金番号通知など）	・結果が出るまで数ヶ月かかることがあります。
□住民票（マイナンバーを記入することで省略可能な場合があります）	
□ 振込先金融機関の口座情報を確認できる書類（通帳等）	

準備のイメージ



【20歳の誕生日の6か月前】

- ・ 医師に「障害年金用診断書を願います」ことを伝える。
- ・ 必要書類の確認。

【3～4か月前】

- ・ 診断書作成を正式に医師へ依頼。
- ・ 初診日の確認（多くは出生時や新生児期）。
- ・ 病歴・就労状況等申立書の下書きを始める。
- ・ 医療的ケアの内容や生活上の困難さを整理する。

【1～2か月前】

- ・ 診断書を受け取る。
- ・ 申立書完成。
- ・ 必要書類を揃える。

【20歳誕生日】

- ・ 申請書提出は誕生日前日から可能です。

MEMO

- ・ 日常生活での困りごとを具体的に伝えましょう。
- ・ 幼少期からの医療的ケアの内容や介助の必要性を記録・整理しておくといいです。
- ・ 診断書の内容と生活の実態が合っているか確認しましょう。
- ・ 申請手続きが難しい場合等、専門家（社労士）に依頼することもできます。



成人期に向けて知っておきたい “権利を守るしくみ”

お子さんが成人を迎えると、法律上は「大人」として扱われ、医療同意や契約なども本人の手続きになります。

本人の気持ちを尊重しながら支える「意思決定支援」や、必要な場面で利用できる「成年後見制度」などについて、早めに知っておくことが大切です。

権利擁護

権利擁護とは、本人がその人らしく生活し、安心して暮らしていくために、大切な権利が守られるよう支えることです。

本人の思いに耳を傾けるための支援でもあります。

貝塚市では、権利擁護支援の中核的な相談機関として令和7年10月に**権利擁護サポートセンターかいづか**が立ち上がりました。

「誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる」ことを目指し、成年後見制度等に関する相談窓口を設け、利用の必要性のあ方々やそのご家族が必要な情報を得られるようにします。

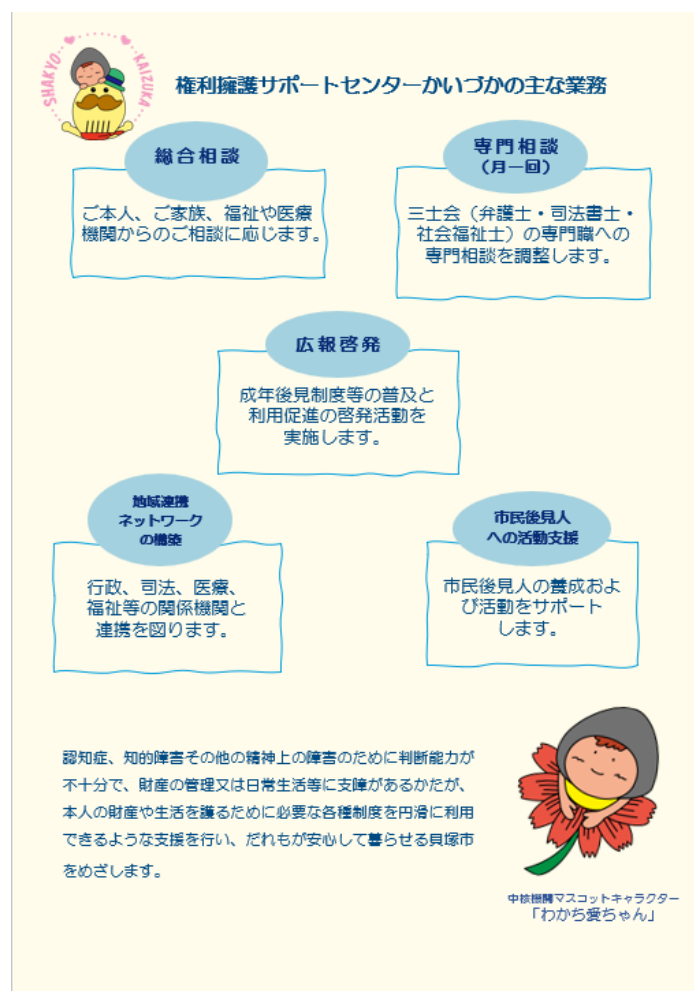
こんな場合はどうだろう、話だけでも聞きたい等お気軽にご相談ください。

意思決定支援

意思決定とは、本人の思いや気持ちを大切にしながら周囲と一緒に考えていくことです。

- ・本人の思いを知ろうとする
- ・選択肢をわかりやすく伝える
- ・安心して選べる環境を整える

こうした関りを重ねることが、本人の意思を大切にする支援につながります。



権利擁護サポートセンターかいづか

〒597-0072 大阪府貝塚市畠中1丁目18番8号

保健・福祉合同庁舎3階 貝塚市社会福祉協議会内

TEL：072-493-3111

FAX：072-439-0035

アドレス：ka-shakyo@aa.wakwak.com

業務時間：月～金曜日午前9：00～午後5：00

（祝日、年末年始除く）



4. 災害対策



避難行動要支援者支援制度

災害が発生したときには、自分の命は自分で守る「自助」や、地域やご近所で助け合う「共助」がとても重要となります。
そのため、貝塚市では「共助」の取り組みとして、災害時にひとりで避難することが難しく支援が必要なかた（避難行動要支援者）を町会・自治会、民生委員・児童委員、ご近所のかたなど地域のみなさんと連携して支えあう、避難行動要支援者支援制度を始めました。

避難行動要支援者

- 避難行動要支援者とは、自宅で生活しているかたで、以下の要件に該当するかたです。
- 1.要介護認定結果が要介護3以上のかた
 - 2.身体障害者手帳1級又は2級を所持するかた（心臓、じん臓機能障害のみで該当するかたは除く）
 - 3.療育手帳Aを所持するかた
 - 4.精神障害者保健福祉手帳1級を所持するかた
 - 5.その他、自ら避難することが困難なかたであって、特に支援を必要とするかた



避難行動要支援者名簿

個別避難計画

内容	内容
避難行動要支援者名簿とは、避難行動要支援者を災害から守るために必要な支援を行うための基礎となる名簿です。 この名簿は同意を得た上で、町会・自治会、民生委員・児童委員などに提供し、災害時の安否確認や日頃の声掛けや見守り、避難訓練などに活用します。	避難行動要支援者名簿に登録されているかたお一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載した計画です。 この計画は同意を得た上で、町会・自治会、民生委員・児童委員などに提供し、災害時の円滑かつ迅速な避難支援に活用します。
記載内容	記載内容
1. 氏名	1. 避難支援者に関する情報
2. 生年月日	2. 避難場所等
3. 性別	3. その他の必要事項
4. 住所又は居住	
5. 電話番号・その他の連絡先	
6. 避難支援者等を必要とする事由	
7. その他の必要事項	
窓口	備考
福祉総務課 072-433-7030	・ 内容は、状況や状態の変化に応じて更新することができます。

災害対策チェックポイント



- ハザードマップで自宅地域の災害リスクを知っておきましょう。
- 地震の際に、周りの家具、医療機器、ケア用品などが 子どもへ倒れたり、落下してこないか安全の確認しましょう。
- 停電に備えて、懐中電灯などの照明器具を準備しましょう。
- 停電が発生した時にも、使用しないといけない医療機器を確認しましょう。
- 停電が発生した時に使用できるバッテリー（内蔵、外付け）があるか、充電できているか確認しましょう。
- 内蔵および外付けバッテリーで何時間使用できるか確認。また、充電時間も確認しましょう。
- 医療機器の稼働時間の残りをどのように確認すればいいか知っておきましょう。
- 在宅で医療機器を使用するための、必要な消費電力を知っておきましょう。
- 近所で電気の提供を受けられるところがあるか確認しましょう。
- 電気を使わない他の方法も準備しておきましょう。
- 予備の薬や栄養剤、消耗品を用意し常に新しいものと交換しましょう。
- 自宅待機できない時の避難方法や、避難場所を確認しておきましょう。
- 訪問看護ステーションなどと協力して、非常時に必要な物の準備や、避難訓練もぜひしておきましょう。

参考：国立研究開発法人国立成育医療研究センター「医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル」



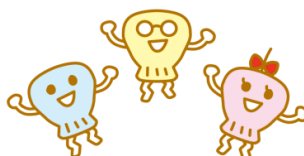
人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリーは、日常生活用具の助成対象です。
(性能) 居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸の稼働に必要な電力を供給できるもの（外部バッテリーにあっては、充電器及びインバータを含む）

(基準額) 100,000円

(対象者)

- 身体障害者手帳に呼吸器の障害の程度が3級以上と記載されている者で、在宅で常時人工呼吸器の装着が必要なもの。
- 上記の者と同程度の障害を有する身体障害者で、在宅で常時人工呼吸器の装着が必要なもの。

5. 情報提供



ベッドサイドのレイアウト（例）

在宅で医療的ケアを行う際は、見やすさ・動きやすさ・安全性を意識したベッドサイドの環境作りが大切です。

このレイアウトでは、吸引器や衛生材料、オムツなどのケア用品をワゴンにまとめて、必要なものをすぐに手に取れるようにしています。



【Mちゃんのお母さん提供】

おうちの広さや生活動線、使っている医療機器、そしてお子さんやご家族の過ごし方は、それぞれ異なります。

「わが家ではどうすると使いやすいかな」と、それぞれのおうちに合った配置に工夫してみてください。

困ったときや迷ったときは、訪問看護師さんや医療的ケア児等コーディネーターなどと相談しながら一緒に考えましょう。



ユニバーサル・スタジオ・ジャパン
(USJ)



医療的ケアが必要な子どもと一緒にのお出かけは、「楽しめるかな」「途中で体調を崩したらどうしよう」など、家族にとって不安もたくさんあります。

ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（USJ）は、自分から見たり、参加することが難しい子どもでも、その場の音や雰囲気、空間そのものを感じて楽しめる場所だと感じました。大きな音やにぎやかな空気、石畳の道の揺れ、ショーの迫力ある音や雰囲気だけでも、「いつもと違う体験」を家族みんなで共有できます。

ダイナソーエリアでは、恐竜が近くまで来てくれる演出があり、子どもが何かを感じ取ってくれたら…と期待できる瞬間もあります。

また、家族にとって安心できるのが医療面のサポートです。園内には救護室が入口付近と奥の2か所にあり、介護ベッドが設置してあるので、医療的ケア（注入や吸引）やおむつ交換ができます。ミキサー食に対応しているレストランがあるのも心強い点です。

朝はゆっくり来園し、夕方には帰るなど、無理のないスケジュールが組めるのも助かります。混雑している日でも、ゲストサポートパスを利用することで、長時間並ばずに室内で落ち着いて待つことができます。

「全部を楽しめなくてもいい」「その時間を家族で一緒に過ごせたらそれでいい」

そう思わせてくれる場所として、USJは医療的ケア児とその家族にとって、安心して選べるお出かけ先の一つだと感じています。

【Kくんのお母さん提供】

MEMO



**大阪府医療的ケア児
支援センター**

ホームページでは、患者会やお役立ち情報、イベント情報などを見ることができます。



日々の子育てに
役立つ情報サイトを
集めました。

**Famicare
(ファミケア)**

疾患や障がいのある子を
育てる家族のための情報サ
イトです。毎日の「困った」
の解決と「楽しい」のヒント
になる情報が載っています。



**おおさかりトル
ベビーハンドブック**

出生体重が概ね1,500g未満の
お子様とご家族のための手帳です。
お子様が生まれたところから、概ね
3歳ころまでの成長や医療の記録が
できるように作られています。



**かいづか子育て
ハンドブック**

出産、育児に関する手続きや
保育施設の情報など、いま子
育て中のママやパパ、もしく
は未来のママやパパに有益な
情報が盛りだくさん。



ためまっぷかいづか

“子育てするなら貝塚で”
を合言葉に、目には見えない心
のつながり、居場所づくりを。
貝塚市の子育てイベント情報を
スマホやパソコンで見ることが
できるウェブアプリです。



「この情報もあるよ!」「これ便利だったよ!」など、皆さ
んが知っている情報をぜひ教えてください。
QRコード、または子ども相談課、医療的ケア児等コーディ
ネーターまでお願いします。

- 子ども相談課：072-433-7000・7071
- 医療的ケア児等コーディネーター：072-488-7770



本ガイドブックは、貝塚市医療的ケア児等支援調整アセスメントチームをはじめ、関係機関、保護者の皆様からのご意見やご協力をいただき作成しました。
ご協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

【貝塚市医療的ケア児等支援調整アセスメントチーム構成員】（五十音順、敬称略）

奥野 史寛	貝塚市こども相談センター センター長
池山 尚子	貝塚市障害者基幹相談支援センター 主任
岸田 あすか	貝塚市健康福祉部障害福祉課
金 大洪	大阪府立岸和田支援学校 部長
黒石 久美	貝塚市障害者基幹相談支援センター
阪上 歩未	貝塚市障害者基幹相談支援センター
坂部 志津子	大阪府岸和田保健所 母子・難病・地域チーム 保健師
富永 愛理	貝塚市子ども部子育て支援課
里村 昭広	こどもデイサービスenishi、訪問看護ステーションえにし
汐田 友美子	貝塚市幼児教室 理学療法士
茂山 菜月	大阪府岸和田保健所 母子・難病・地域チーム 保健師
須山 春奈	貝塚市健康福祉部障害福祉課 主査
谷口 英俊	三ヶ山学園いずみ診療所 管理医師
永石 洋一郎	児童発達支援センターこどもデイケアいずみ
中根 正人	貝塚市社会福祉協議会 主幹
馬場 紀代子	障害者地域生活支援センターみずま
松浦 騰	貝塚市障害者基幹相談支援センター 主幹
松田 恵	貝塚市教育部学校教育課 主幹
宮野 聖子	貝塚市子ども部子ども相談課 主査
湯川 拓	貝塚市障害者生活相談支援センターいずみ
吉本 ちひろ	貝塚市子ども部子ども相談課 主査

編集責任者：黒石 久美（医療的ケア児等コーディネーター）

MEMO